

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成19年10月25日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	内	山	国	男
同	小	山	岑	晴

## 措置の通知書

平成 18 年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>Ⅱ 市債の概要と監査の結果及び意見</b></p> <p>3. 長野市における過去5年間の地方債の残高 (報告書 14 ページ)</p> <p>今回監査を実施する中で最も疑問に感じたのは、長野市の全会計に関する情報の集約が少ない点にある。</p> <p>普通会計に関する財務データまでは財政課から入手することができたものの、この範囲を超えた特別会計や、企業会計、さらには外郭団体についての情報は断片的であり、それぞれの担当課に直接問い合わせる必要があった。</p> <p>市民として関心のあるものは個別の会計の情報ではなく、市税や市への利用料等で賄う必要のある市全体の財政についてと考える。全市レベルあるいは外郭団体も含めた形での歳入(収入)や歳出(支出)、財政状態に関する情報を一元的に管理し、市民に向けて情報を提供する担当部局を定めることが必要である。</p>	<p>市の全会計の財務状況に関しては、全体のバランスシートに集約し、公表を行った。</p> <p>また、外郭団体については、市の出資比率が50%以上の団体に係る財務状況を連結し、連結バランスシートとして公表した。</p> <p>なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定により、19年度決算から外郭団体・第三セクターを含めた財政健全化比率を監査委員の審査を経て公表することとされたため、従前にも増して市全体の財務情報の一元管理を徹底していく。</p> <p>(財政課)</p>